

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第158号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「旅館業審査第三係長」を「旅館業審査第三係長 旅館業審査第四係長」に、

「

育成推進課	母子保健係長
子ども家庭支援課	児童支援係長

を

」

「

子ども家庭支援課	児童支援係長 母子保健係長
----------	---------------

に、「子育て相談係長」

」

を「子育て相談係長 子育て支援係長」に改め、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「室長」の右に「、担当部長」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 保健所に参事を置くことがある。

第2条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 参事は、次長に対し、医療に関する専門的知識を要する事務についての助言を行う。

第5条第1項障害保健福祉推進室の款第4号を同款第6号とし、同款第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同款に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による事務の統轄に関すること。
- (2) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律による事務の統轄に関すること。

第5条第1項子ども若者未来部の款育成推進課の項を削り、同款子ども家庭支援課の項

第1号中「(特に支援を要する乳幼児に関するものに限る。)」を削り、同項第2号中「に関する事務の統轄」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、保健センターの所管に属するものを除く。

第5条第1項子ども若者未来部の款子ども家庭支援課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 児童福祉法による医療費の支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。

第5条第2項子どもはぐくみ室の款第3号中「療育医療」の右に「(給付に係る申請に関するものに限る。)」を加え、同款に次の1号を加える。

(1) 不妊治療等の助成に係る申請に関する事。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)